

【別紙2-1】

KESエコロジカルネットワークプロジェクト敷地内緑化活動

生物多様性に配慮した推奨在来種リストについて

KESエコロジカルネットワークプロジェクト事務局

(公財) 京都市都市緑化協会

◇生物多様性に配慮した緑化の基本的な考え方――

従来の都市緑化マニュアル等では、「地球温暖化対策」や「都市ヒートアイランド現象の緩和」を主な目的とし、(1)成長後の緑被面積または成長時のCO₂固定量が大きい植物(特に木本類)、(2)建物(屋上、壁面等)緑化では、建物に荷重がかからない地被植物、などに重点が置かれてきました。

「KESエコロジカルネットワークプロジェクト」では、「地球温暖化対策」「都市ヒートアイランド現象の緩和」のために緑化を進めるのはもちろんですが、「都市の生物多様性の確保」をそれらと並ぶ大きな目的としていることから、敷地面積の大小にかかわらず、できる範囲で次の観点により緑化をしていただくことを推奨します。

(a) いくつかの植物種を探り入れ、高木・低木・草本といった階層性を持たせること

- 例えば、木陰があれば、日陰、半日陰を好む植物を育てられます。また、高木にとても、背丈の低い植物によって、根元の乾燥や温度上昇を防ぐことができます。
- このように、単一の種ではなく、2~3種、できればもっと多くの種を植えましょう。
- 樹木が植えられなければ、草本だけの階層(草丈のある植物と、リュウノヒゲ、ヤブランのような地表を覆う地被植物の組合せなど)も可です。
- 常緑の植物だけでなく、落葉性の植物(多年草の場合は、「宿根草」「夏緑(かりょく)植物」などと呼びます。)も採り入れましょう。四季がはっきりしている京都の在来植物の多くは、落葉性です。落葉樹の下を好む植物も多くあります。

(b) 地形(アンジェレーション)、水辺空間を設けること

- 山、谷に見立てて小さな畝(うね)を作るだけでも、植物にとって様々な生育環境が生まれます。
- 窪地を設け、小さな池・流れ、湿地状態の場所をつくることが可能であれば、水生植物や湿った場所を好む植物が育ちます。また、昆虫類、鳥類なども呼びやすくなるでしょう。(取組み基準2.1(4)の「雨庭」に通じる考え方です。)

(c) 在来種、特に同じ地域の植物を積極的に使うこと。新規の植栽では、生態系等に悪影響を及ぼす可能性がある外来種を使わないこと。

- 江戸期以前に、中国大陸、朝鮮半島などから有用植物（薬用、食用等）又は観賞用などをとして渡来し、日本の風土に根付いた植物は、在来種として扱います。
- 最近の考え方として、外来種には「国外由来の外来種」、「国内由来の外来種」があるとされ、これらには生態系や農業などに悪影響を及ぼすものも含まれています。国内の在来種であっても、ある地域、ある条件下では「外来種」となる場合があります。
- 希少植物については、その種の自生地が近くにある場合には、遠方の自生地に由来する個体を植えることは避けましょう。（地域固有性を大事にするため。）自治体のホームページなどで、地域の生物多様性に関する計画、情報を調べてみましょう。
- 外来生物法で規制される「特定外来生物」は導入を避け、既に植えられている場合は、取り除きましょう。
- 「特定外来生物」以外にも、生態系等に被害を及ぼすおそれがある外来種のリストとしては、次のリストを参照してください。

・生態系被害防止外来種リスト（環境省・農林水産省）【別紙3】

<https://www.env.go.jp/nature/intro/outline/list.html>（環境省ホームページ）

・京都府外来生物リスト

<http://www.pref.kyoto.jp/gairai/list/index.html>（京都府ホームページ）

- 上のリストの外来種が既に植えられている場合は、「特定外来生物」でなければ、自然界に逸出させないなどの管理を適切に行える場合は、あえてすぐに取り除く必要はありません。

- 在来種の植栽を行う際に、自生の株（原種）から殖やした植物にこだわる必要はありません。例えば、京都には、椿、万年青（おもと）の多数の品種、嵯峨菊など観賞用として伝統的な技術で育てられてきた園芸植物（古典園芸植物）や、聖護院かぶら、壬生菜、賀茂なす、堀川ごぼうといった京野菜などが伝えられています。このような地域独自の環境・文化に根づき、育種、栽培されてきた種（または品種）も、生物多様性を形成する大切な植物です。

(d) 植物と関係する生活文化の関係も紹介すること

- 京都には、祭礼、文芸、生活での利用など生活文化に密接に関連する植物がたくさんあります。これらの植物について社内、社外の方々に知っていただき、生育環境を守る気運につなげることもKESプロジェクトの重要な活動です。

◇推奨リスト【別紙2-2】の考え方、見方――

- ① 敷地条件に合う植物を選びやすいように、
 - 木本類（高木、小高木・低木、竹笹類）
 - 藤本類（つる性植物）
 - 草本類（草花）
 - 地被植物（背が低く、地面を覆うタイプの植物。グランドカバー）

のそれについて、推奨する植物種をリストアップし、このうち、草本類は、およその見ごろの季節に分けました。

②普及啓発や生息域外保全の考え方を重視し、京都ゆかりの植物、希少な植物、季節感のあるもの、景観上すぐれたものを中心に挙げました。

③京都近郊または近畿圏に自生する在来種、かつて京都周辺の人々の身近にあり親しまれてきた在来種のほか、京都で育まれた古典園芸植物も挙げました。

④原則として景観的に都市緑化にふさわしいものを挙げました。

⑤京都市内の露地（屋外）で栽培管理が困難な種は、原則として除いています。

⑥京都府レッドデータブックに記載されるなどの稀少植物は、市街地など生息域外での栽培が可能であり、また、栽培技術が普及し入手が比較的容易と考えられる植物である場合は、挙げています。

なお、京都市については、「京の苗木生産協議会」が京都市に自生する樹木の種子から育てた「京の苗木」を販売（平成27年度で57種）しています。リストの木本類の多くは、「京の苗木」と同じ種です。

⑦種の保存法、京都府野生生物保全条例で指定された種、その他自生地での盗掘が心配される植物はリストには挙げていません。（繁殖技術が確立され、販売を許可されている登録業者が扱っている植物等を除く。）

この推奨リストの植物は例示であり、緑化にあたってすべてこの中から選ばなければならないというものではありません。敷地の条件、管理体制などを検討しながら、必要に応じて、外来種も含めて植物を選びましょう。

【参考資料】

環境省・農林水産省（2015）「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト 掲載種の付加

情報（根拠情報）<植物>」

京都府（2015）「京都府レッドデータブック2015」第2巻（野生植物・菌類編）

京都府文化環境部自然環境保全課（2007）「指定希少野生生物の取扱に関するハンドブック」

京都市広報資料（京の苗木生産協議会・京都市産業観光局農林業振興課、2015年12月）「平成27年度京の苗木の販売について」

京都市建設局みどり政策推進室（2015）「平成27年度京のまちなか緑化助成のご案内」

東京都環境局（2014）「植栽時における在来種選定ガイドライン～生物多様性に配慮した植栽を目指して～」

米倉浩司・梶田忠（2003-）「BG Plants 和名一学名インデックス」（YList），<http://ylist.info>（2016年

2月1日）